コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　JAPAN TOBACCO INC.

最終更新日：2015年5月1日
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 小泉　光臣
問合せ先：03-3582-3111
証券コード：2914
http://www.jti.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
財務大臣	666,930,000	33.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	48,016,600	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	44,042,200	2.20
JP MORGAN CHASE BANK 380055 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	40,614,441	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	37,725,319	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	37,079,564	1.85
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	33,800,000	1.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	33,575,126	1.68
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	28,362,300	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	16,560,688	0.83

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められており、2014年12月末時点の政府の保有比率は、上記「（2）大株主の状況」に記載のとおり、33.35%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められております。

・財務大臣は、日本たばこ産業株式会社法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。

・医薬事業を営んでいる鳥居薬品株式会社（以下、「鳥居薬品」）は当社の連結子会社であり、東京証券取引所に上場しています。主として、当社の医薬事業部門が研究開発の機能を担っているのに対して、鳥居薬品は製造と販売の機能を担っています。両社は機能の異なる事業運営を効率的に行うために協力関係を保持しており、当社は鳥居薬品の独自の経営判断を妨げず、その一定の独立性確保を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡　素之	他の会社の出身者								△			
幸田　真音	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡　素之	○	岡 素之氏は、当社の取引先である住友商事株式会社の相談役です。 なお、当社は、岡 素之氏が2012年6月22日まで代表取締役会長を務めた住友商事株式会社との間に製造機械等の取引関係がありますが、その取引金額は2014年12月期において当社連結売上収益の約0.02%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。 詳細につきましては、当社が取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」（後述の独立役員関係「その他独立役員に関する事項」）をご参照下さい。	グローバル企業に関する豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。
			国際金融に関する豊富な識見を有しており、大学教授や政府等審議会委員を歴任された幅広い経験と、作家活動を通じて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を有

幸田　真音	○	―――	していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。 詳細につきましては、当社が取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」（後述の独立役員関係「その他独立役員に関する事項」）をご参照下さい。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	2	2	0	社内取締役

補足説明

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。
報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。
現在、報酬諮問委員会は、取締役会長と社外取締役2名及び社外監査役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

（報酬諮問委員会の外部委員）
当社社外取締役岡 素之氏
当社社外取締役幸田 真音氏
当社社外監査役今井 義典氏
当社社外監査役大林 宏氏

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による監査、監査部による監査及び会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）による監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今井　義典	他の会社の出身者								△					
大林　宏	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井　義典	○	今井 義典氏は、日本放送協会の出身者であり、当社と日本放送協会との間には、放送法に基づく受信料の支払いが存在するものの、当社としては、法令に基づく定型かつ軽微な支払い取引であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。 詳細につきましては、当社が取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」（後述の独立役員関係「その他独立役員に関する事項」）をご参照下さい。	日本放送協会副会長としての経営経験や豊富な国際経験によるグローバルな視点を期待するとともに、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を期待し、社外監査役に選任しております。 また、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから、金融商品取引所が定める独立役員に指定しています。
大林　宏	○	―――	法曹界における豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を期待するとともに、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を期待し、社外監査役に選任しております。また、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから、金融商品取引所が定める独立役員に指定しています。 詳細につきましては、当社が取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」（後述の独立役員関係「その他独立役員に関する事項」）をご参照下さい。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

・当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

・当社の取締役会において定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

以下に掲げる事項に該当しない者。
1 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社に所属する者または所属していた者
2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
3 当社の主要株主または当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
4 当社の主要な取引先および当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6 当社の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
10 以下の各号に掲げる者の近親者
（1）上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
（2）当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または従業員
（3）最近において（1）または（2）に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。
詳細につきましては、後述「取締役報酬関係報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2014年12月期における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額は423百万円であり、基本報酬235百万円、役員賞与102百万円、ストックオプション報酬86百万円からなっております。

監査役（社外監査役を除く）の報酬等の総額は54百万円です。

社外役員の報酬等の総額は41百万円です。

また、連結報酬等の総額が1億円以上である者については第30期有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
・中長期の企業価値と連動した報酬とする
・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。
執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は、社長・副社長は基本報酬に対して8割弱、社長・副社長以外の役位は7割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、取締役会における審議の充実に資するよう、社外取締役に対し、経営企画部及び秘書室が連携し、取締役会に付議する議案の事前説明、各種連絡及び資料等の情報提供を行う体制をとっております。

また、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、情報連絡体制を整備するとともに、必要な人員を配置した監査役室を設置し、監査役の職務を支援する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念するとともに、取締役会の議長を務めております。なお、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性の一層の向上を図るため、2012年６月22日の当社株主総会において、社外取締役２名を選任いたしました。

取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速に意思決定を行える体制としております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。

当社常勤監査役の中村太氏は、これまで資金部及び経理部において実務に従事するとともに、監査部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社常勤監査役の湖島知高氏は、当社財務グループ副グループリーダーを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見に加え、幅広い行政の経験、日本取締役協会において培われたコーポレートガバナンスに関する知見を有するものであります。
なお、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項に定める補欠監査役１名を選任しております。

監査部は、内部監査を所管し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性、法令遵守及びリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。また、国内・海外のグループ会社と連携を図り、グループ全体の監査体制の充実に向けた取組みを推進しております。

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。2014年12月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）
宮坂 泰行氏、石川 航史誌、大橋 武尚氏
（会計監査業務に係る補助者の構成）
公認会計士 ９名、会計士補等16名、その他 11名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

役員候補者の指名については、人格、識見、経験等を勘案して候補者として取締役会で決定した後、株主総会に諮っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性の一層の向上を図るため、2012年６月22日の当社株主総会において、社外取締役２名を選任いたしました。

今後とも、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2014年は5月30日に、2015年は2月27日に、それぞれ発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会につきましては、2014年は6月24日に、2015年は3月20日に、ぞれぞれ開催いたしました。いずれも、第一集中日ではありません。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使する方法（E－Voting）を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社のウェブサイトに掲載するほか、議決権行使プラットフォームにおいてもこれを開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、当社内や近隣施設等において説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、海外投資家向けに電話会議を開催するとともに、年数回、海外に所在する投資家を訪問し、説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コミュニケーション責任者のもと、IR 広報部内にIR 専任担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。 当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。 加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	JT グループミッション実現を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでおり、その活動内容について、サステナビリティレポートを通じて毎年公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各種の会社情報の取扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて当社並びに当社及び子会社からなる企業集団（以下、「JTグループ」という。）の業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。
今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。
なお、外国子会社については、設立国の法令に準拠しつつ、原則として以下の基本方針における子会社に関する規定に準じて必要な体制の構築及び運用を行ってまいります。

（1）当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制については、当社及び子会社は、その体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範の策定等を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたJTグループコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これによりJTグループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めております。
当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等をその役職員に配布するとともに、これら役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、相談・通報窓口を設置し、そこに寄せられた相談・通報については各コンプライアンス推進部門がその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施しております。
また、当社は、JTグループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、当社は、金融商品取引法等に基づき、JTグループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、当社監査部が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図っております。また、当社監査部は、各子会社の内部監査機能との連携により、JTグループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行っております。

（2）当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会及び取締役会の議事録は、法令に基づいて、適切に管理保存しております。
その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

（3）子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させるものとしております。

（4）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
金融・財務リスクについては、JTグループに係る社内規程等を定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得ることとしております。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してJTグループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行っております。

有事に備え、当社は、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

（5）当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会は、原則毎月１回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上業務執行の状況の報告を受けることとしております。

当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速に意思決定を行うことができる体制としております。

当社は執行役員制度を導入しており、当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性・柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

当社は、JTグループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、JTグループにおける効率的な業務執行体制を構築しております。

（6）当社並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
JTグループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJT グループミッションとして定め、JTグループ内で共有しております。

当社は、グループマネジメントを行うにあたりましては、JTグループに共通する機能・規程等を定義し、JT グループの全体最適を図っております。

また、当社は、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については、子会社と連携を図り、整備しております。

（7）当社監査役の職務を補助する従業員及び当社監査役への報告に関する体制等、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する

ための体制
当社は、監査役の職務を補助する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。

監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。また、当社は、監査役室所属の従業員に対し、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助させるものとし、業務執行に係る役職を兼務させないこととしております。

当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行っております。

当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

コンプライアンス統括室は、監査役に対して、JTグループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行っております。

当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、JTグループでの周知徹底を行っております。

当社は、監査役が当社に対して監査費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

当社は、監査役の監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定しております。また、監査役の監査にかかる諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担することとしております。

監査役は当社取締役会に加えその他の当社の重要な会議に出席できることとしております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断します。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
JTグループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施します。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況及び適時開示体制の概要は以下のとおりです。

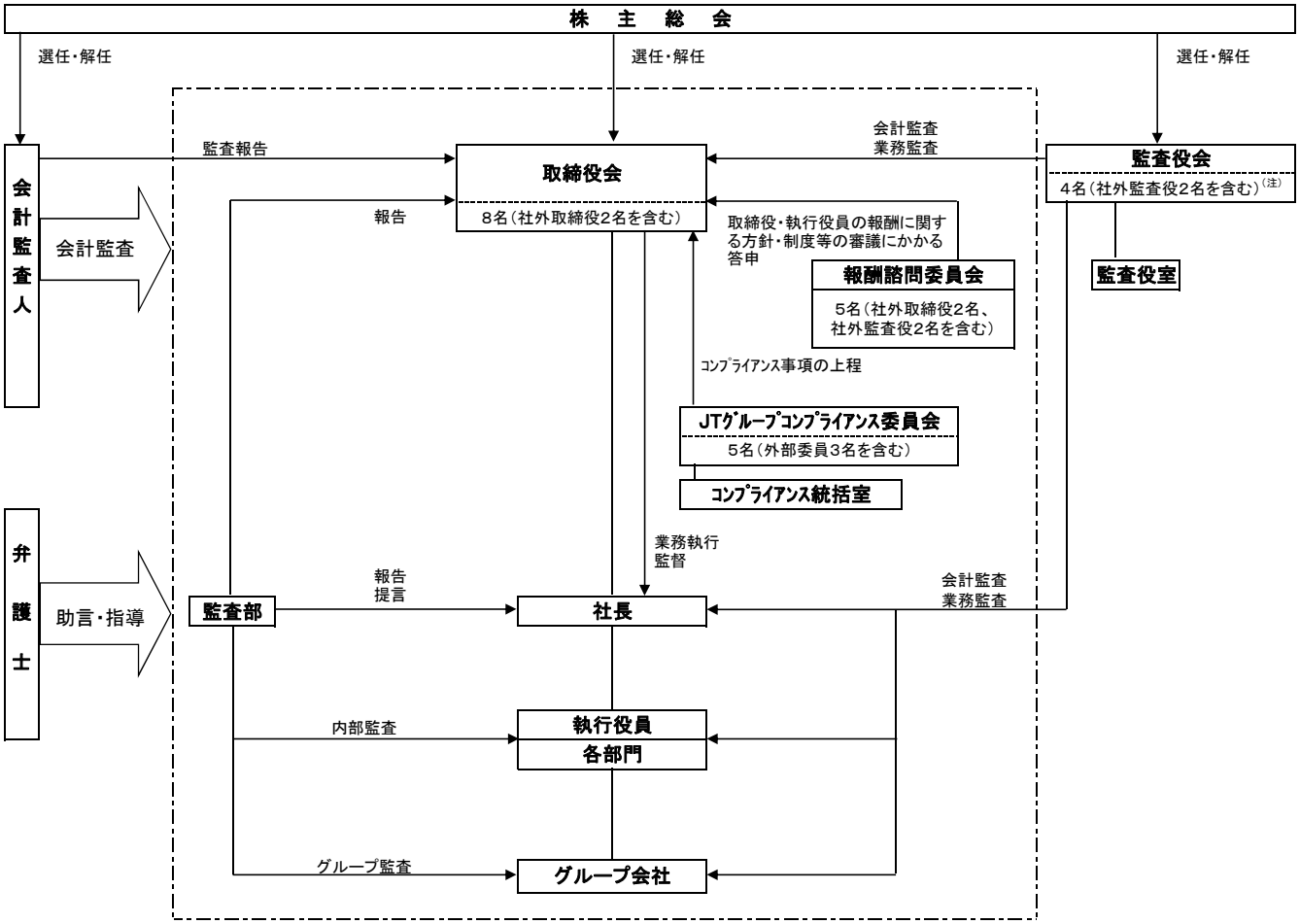

（注）社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

適時開示体制の概要

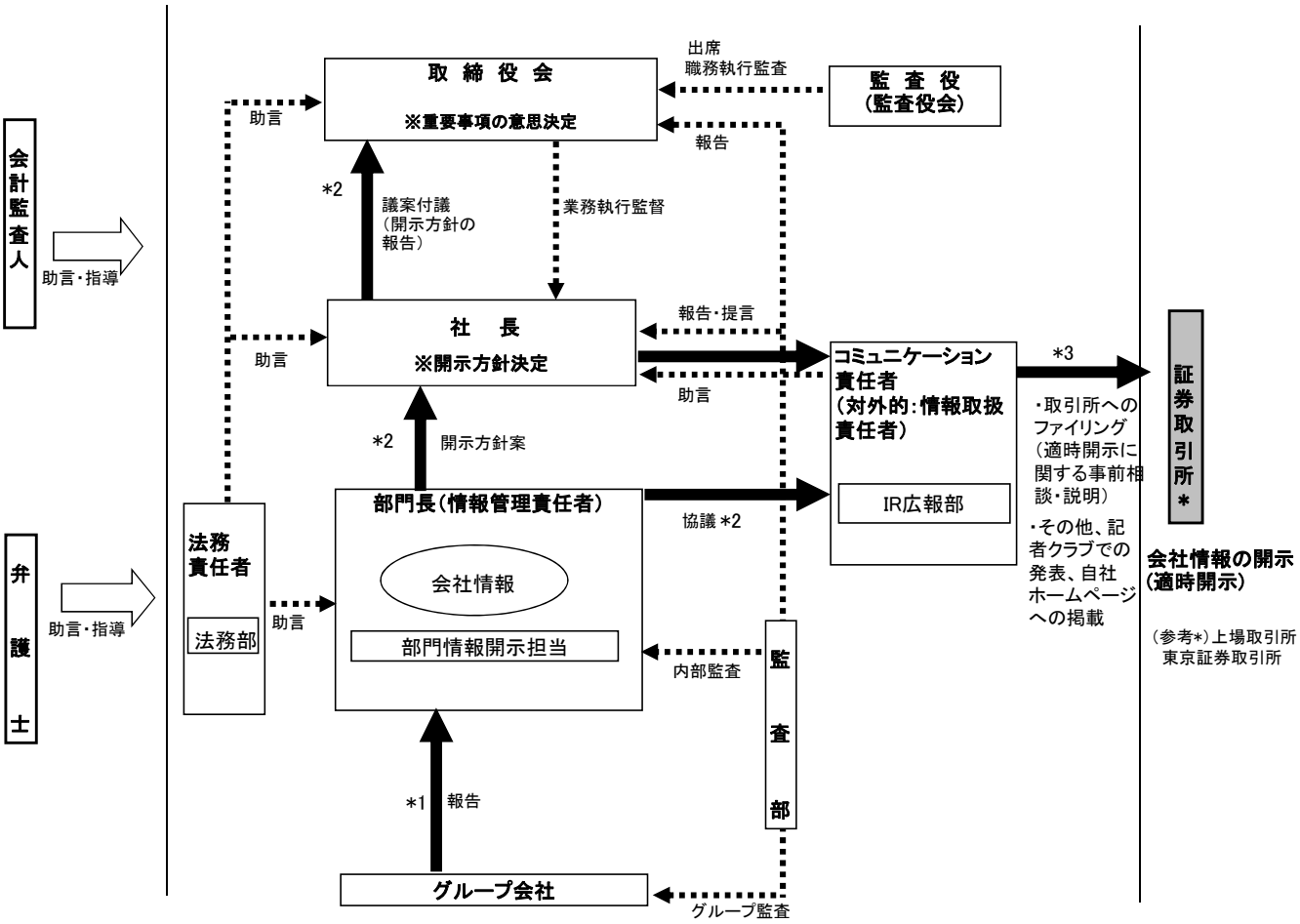

開示方針の決定・適時開示の流れ

内部統制等

1.情報取扱責任者等
(1)当社は、各種の会社情報の取扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めております。
(2)当社は、情報開示に関する責任者として、コミュニケーション責任者を置き、コミュニケーション責任者は証券取引所に対しての情報取扱責任者となっております。
(3)各部門の長は情報管理責任者として、当該部門が管轄するグループ会社情報も含めた部門情報を一元的に集約、管理するため、部門情報開示担当を配置しております。
(4)IR 広報部は、コミュニケーション責任者の直属の担当として、情報開示に関する企画、立案、実施等を行うとともに、部門情報開示担当と情報交換を行っております。
(5)コミュニケーション責任者は、部門長に対し適時開示基準等について明示し、適時開示に関する規則の変更があった場合等は必要に応じ周知するとともに、部門長から会社情報の報告を受けております。

２.開示方針の決定・適時開示
(1)各部門の長は、部門に関する情報を集約、管理することに加え、当該部門が管轄するグループ会社からも必要な情報を入手し、当該部門情報として一元的に集約、管理することとしております。*1
(2)各部門の長は、責任権限規程に基づく重要事項について意思決定等を行う場合、適時開示を含む対外的な取扱いを、コミュニケーション責任者と協議し開示方針について、社長に承認を得ることとしております。なお、取締役会規程に基づき、取締役会で意思決定が必要な重要事項については、取締役会に付議し、開示方針についても報告することとしております。*2
(3)コミュニケーション責任者は、決定された開示方針に基づき、重要事項の意思決定後、適時開示を行います。
また、会社情報の開示を行う場合には、証券取引所の定める適時開示に関する規則に基づき、証券取引所に対して事前説明を行う他、必要に応じて事前の相談を行っております。*3

３.内部統制等
(1)取締役会は、法令で定められた事項及び重要事項の意思決定を行う他、業務執行状況（開示方針を含む）の報告を受け、業務執行を監督しております。
(2)監査役は、取締役とはその職責を異にする独立した会社の機関として、取締役の職務の執行を監査します。
また、監査役は取締役会へ出席し、必要に応じ意見を述べております。
(3)監査部は、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮して、グループ会社を含んだ社内管理体制を検討・評価（監査）し、社長に対して報告・提言を

行うとともに、取締役会へ報告を行っております。
(4)法務責任者は、取締役会で、必要に応じて意見を述べることとしております。また、法務部は、適時開示に関し、専門的知見に基づき各部門を支援することとしております。

４.会計監査人・弁護士の関与
(1)当社は、会計監査人より、「金融商品取引法」及び「会社法」に基づき監査を受けておりますが、決算情報の適時開示に関しては、必要な助言・指導を受ける体制をとっております。
(2)当社は、適時開示に関して、複数の法律事務所から、必要に応じて助言・指導を受ける体制をとっております。